

福岡市ふるさとチョイス電子感謝券加盟店条件

- (1) 各種法令等に従った営業活動等を行っていること。
- (2) 福岡市内に事業所(本店・支店等は問わない。)を有する法人, 団体又は個人事業者であること。
- (3) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 福岡市税に係る徴収金を滞納していないこと。
- (5) 代表者等が, 福岡市暴力団排除条例(平成22年福岡市条例第30号)第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第2条第1号に規定する暴力 団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者(法人の場合, 当該法人の役員が暴力団員に該当した場合を含む。)でないこと。
- (6) 福岡市競争入札参加停止等措置要領に基づく競争入札参加停止の措置又は排除措置を受けている者でないこと。
- (7) 個人情報の取扱いについては, 福岡市個人情報保護条例及び関係法令を遵守すること。
- (8) 提供するサービスについては, 品質及び数量の面において, 安定供給が見込めるものであること。また, 裏面「食事提供施設における感染防止策の徹底について(福岡県)」に則った感染対策を実施すること。
- (9) 商品の品質等に関して, 寄附者からクレーム等があった場合は, 真摯に対応し解決に努めるものとし, クレーム等の内容については, 速やかに取りまとめ事業者へ報告すること。
また, 品質等による補償やクレーム等の対応については, 福岡市は一切の責任を負わない。
- (10) ふるさと納税受付ホームページ(福岡市ホームページ, ふるさとチョイス等)掲載写真等の提供に協力できること。また, 福岡市の作成するチラシ等への写真掲載に協力できること。

なお, 加盟店登録後においても, 以下の場合には加盟店としての取り扱いを終了することとする。

- ・上記(1)～(10)の加盟店条件を満たさないと福岡市が判断した場合
- ・「ふくおかさん家のうまかもん優先利用事業者」から除外された場合

食事提供施設における感染防止対策の徹底について

「基本的感染対策と具体例（共通事項）」を参考に、以下について重点的に感染防止対策をお願いします。

【入店者の制限等】

- 入場者の整理[入場前の間隔（できるだけ2mを目安に）確保]
- 入店者数や滞在時間の制限
- 入店者及び従業員のマスク着用の徹底
- 発熱等の症状のある方の入店制限
- 入店者の手洗いや手指消毒の徹底

【施設内における対策等】

- 手指消毒設備の設置
- できるだけ、対面ではなく横並びに座るようにする
- 個室などの密閉した部屋の使用や、座敷席等における多人数での使用を控える
- 座席の間にパーテーションを設け、又は座席の間隔を十分に空けるなど、3密の回避
- 来店者の入れ替えのタイミングでの消毒
- 大皿での取り分けによる料理提供の自粛
- お酌、グラスやおちょこの回し飲みを避けるようにする
- 酒類の提供時間への配慮

基本的感染対策と具体例(共通事項)

【基本的感染対策】

1. 人と人との間隔は、できるだけ2m空ける
2. 入口及び施設内の手指の消毒設備の設置
3. マスクの着用（従業員及び入場者に対する周知）
4. 施設の換気と消毒
5. 発熱等の症状がある場合の適切な対応

【具体的な対策例】

○入場の制限

- ・入場者の列は間隔を空け、入場整理により混雑を防ぐ
- ・状況によっては、発熱者を体温計などで特定し入場を制限

○感染対策

- ・複数の人の手が触れる場所や物品を適宜消毒
- ・手や口が触れるようなもの（コップ、箸など）は、適切に洗浄消毒
- ・窓口等の対面する場所にアクリル板・透明ビニールカーテンなどで遮蔽
- ・ユニフォームや衣服はこまめに洗濯
- ・手洗いや手指消毒の徹底

○トイレ

- ・適時、拭き上げ消毒
- ・できるだけペーパータオルを設置
- ・ハンドドライヤーは止め、共通のタオルは禁止

○休憩スペース

- ・一度に休憩する人数を減らし、対面で食事や会話をしない
- ・休憩スペースは、常時換気することに努める
- ・共有する物品（テーブル、いす等）は、定期的に消毒
- ・従業員が使用する際は、入退室の前後に手洗い

○ゴミの廃棄

- ・鼻水、唾液などが付いたごみは、ビニール袋に入れて密閉して縛る
- ・ゴミを回収する人は、マスクや手袋を着用
- ・マスクや手袋を脱いだ後は、必ず石鹸と流水で手を洗う

○清掃・消毒

- ・通常の清掃後に、不特定多数が触れる環境表面を適時に拭き上げ消毒

※感染防止対策の実施に当たっては内閣官房のホームページ(<http://corona.go.jp/>)に掲載されている業種別のガイドラインも参考にしてください。